

第58号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第61号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【学校教育職員・幼稚園教育職員】

## 1 改正の背景

○指導教諭の職の新設に係る改正規定（第58号議案）

教諭その他の職員に対して、教育指導の改善および充実のために必要な指導および助言を行う指導教諭について、現役の固有教員から新設を求める声があがる中、これまでの役職に加えて指導教諭を設置することで、高い専門性と優れた指導力を活用し、品川区立学校全体の授業力の向上を図る。

○住居手当の支給に係る改正規定（第58号議案・第61号議案）

定年前再任用短時間勤務職員は、住居手当は支給対象外となっているが、複雑・高度化する教育課題に的確に対応するため、高年齢層の能力および経験の活用が進められていること等を踏まえ、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員に対して、新たに住居手当を支給する。

○刑法の改正に伴う改正規定（第58号議案・第61号議案）

刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」および「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、規定を整備する必要がある。

## 2 改正の概要

○固有教員の4級職に、主幹教諭に加えて指導教諭を新設する。（第58号議案）

○定年前再任用短時間勤務職員には適用されていなかった住居手当の規定を適用対象とする。（第58号議案・第61号議案）

○条例中の「禁錮」を「拘禁刑」に改める。（第58号議案・第61号議案）

## 3 施行期日

○指導教諭の職の新設に係る改正規定	令和7年4月1日	施行
○住居手当の支給に係る改正規定	令和7年4月1日	施行
○刑法の改正に伴う改正規定	令和7年6月1日	施行

## 第58号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第32条第3項中「、第14条および第16条」を「および第14条」に改める。

別表第2の1級の項中「また」を「または」に改め、同表4級の項中「主幹教諭」の次に「または指導教諭」を加える。

### 付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）およ

び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

（説明）指導教諭の職を創設するとともに、定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○学校教育職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月4日条例第23号</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（第1号および第2号省略）</p> <p>（3） 基準日前1カ月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>（1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>（第2号省略）</p> <p>（第2項省略）</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が</p>	<p>○学校教育職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月4日条例第23号</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（第1号および第2号省略）</p> <p>（3） 基準日前1カ月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>（1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>（第2号省略）</p> <p>（第2項省略）</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が</p>

その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき  
その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認め  
るときは、この限りでない。

(1) 第1項第1号の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止  
処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ  
なかった場合

(第2号および第3号省略)

(第4項から第6項まで省略)

(特定職員についての適用除外)

第32条 第20条および第21条の規定は、第12条第1項の規定に基づき管理職  
手当の支給を受ける職員には適用しない。

(第2項省略)

3 第13条および第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用し  
ない。

#### 付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号お  
よび第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定な  
らびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法  
律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13  
条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起  
訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）お  
よび第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁  
刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特  
別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

別表第2（第6条関係）

その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき  
その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認め  
るときは、この限りでない。

(1) 第1項第1号の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止  
処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ  
なかった場合

(第2号および第3号省略)

(第4項から第6項まで省略)

(特定職員についての適用除外)

第32条 第20条および第21条の規定は、第12条第1項の規定に基づき管理職  
手当の支給を受ける職員には適用しない。

(第2項省略)

3 第13条、第14条および第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に  
は適用しない。

別表第2（第6条関係）

学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭または養護助教諭の職務
2 級	教諭または養護教諭の職務
3 級	主任教諭の職務
4 級	主幹教諭または指導教諭の職務
5 級	副校長の職務
6 級	統括副校長の職務

学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭また養護助教諭の職務
2 級	教諭または養護教諭の職務
3 級	主任教諭の職務
4 級	主幹教諭の職務
5 級	副校長の職務
6 級	統括副校長の職務

## 第61号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条の2の見出し中「および住居手当」を削り、同条中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）

および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第56号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。



幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成12年 3 月28日条例第32号</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（第1号および第2号省略）</p> <p>（3） 基準日前1カ月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>（1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>（第2号省略）</p> <p>（第2項省略）</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき</p>	<p style="text-align: right;">平成12年 3 月28日条例第32号</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（第1号および第2号省略）</p> <p>（3） 基準日前1カ月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>（1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>（第2号省略）</p> <p>（第2項省略）</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき</p>

<p>その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (第2号および第3号省略) (第4項から第6項まで省略) (扶養手当についての適用除外)</p> <p>第31条の2 第11条および第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。</u> (幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>4 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第56号）の一部を次のように改める。</u> 改め文省略（別紙 新旧対照表参照）</p>	<p>その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (第2号および第3号省略) (第4項から第6項まで省略) (扶養手当および住居手当についての適用除外)</p> <p>第31条の2 第11条、第12条および第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
--	---

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 付則第 2 項の規定による改正	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和 4 年品川区条例第 57 号)
<p><b>付 則</b>                      (第 1 項から第 8 項まで省略)</p> <p>9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第 11 条および第 12 条の規定は、                      暫定再任用職員には適用しない。                      (第 10 項省略)</p>	<p><b>付 則</b>                      (第 1 項から第 8 項まで省略)</p> <p>9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第 11 条、第 12 条および第 14 条の                      規定は、暫定再任用職員には適用しない。                      (第 10 項省略)</p>